育児休業手当金に係る上限額等が変更されました

令和7年8月1日から、雇用保険法の改正に伴い、次のとおり上限額等が変更されましたのでお知らせします。

○育児休業手当金・育児休業支援手当金、介護休業手当金

標準報酬日額(標準報酬月額の1/22)に支給率を乗じて算定される給付日額の上限

給 付		変更前 (今和7年7月31日まで)	変更後 (今和7年8月1日から)
育児休業手当金	育児休業開始日から 180 日目まで (支給率 6 7%)	14,334円	
	181 日目から支給終了日まで (支給率50%)	10,697円	10,984円
育児休業支援手当金(支給率13%)		2,781円	2,855円
介護休業手当金(支給率67%)		15,778円	16,207円

※標準報酬月額が次の額に該当する場合は、この給付上限日額が適用されます。

育児休業手当金・育児休業支援手当金:50万円以上 介護休業手当金:56万円以上

○育児時短勤務手当金

	変更前 (令和7年7月31日まで)	変更後 (令和7年8月1日から)
最低限度額(注1)	2,295円	2,411円
基準報酬月額相当額(注2)	470,700円	483,300円
支給限度額(注3)	459,000円	471,393円

- ※育児時短勤務手当金は、育児時短勤務開始日の属する月の標準報酬の月額に対し、支給対象 月に支払われた報酬の額が下回った場合に、報酬の最大10%が給付されます。
- (注1) 最低限度額: 算定された給付額が最低限度額を下回る場合は給付がありません。
- (注 2) 基準報酬月額相当額:標準報酬月額が当該額を上回る場合に、標準報酬月額に代わり算定 に使用される額です。
- (注 3) 支給限度額:支給対象月の報酬が支給限度額を上回る場合は給付がありません。また、報酬+給付額の合計が支給限度額を上回る場合、支給限度額と報酬の差額を給付します。